

一般事業主行動計画

大阪府東大阪市岩田町4丁目3-5
電話 072-961-2518
FAX 072-962-2518
医療法人 尾崎医院
理事長 尾嶮 仁

労働者が仕事と家庭生活を両立させることができ、且つその能力を十分に発揮できるように以下のように事業主行動計画を策定、推進する。

計画期間 令和3年11月1日～令和6年9月31日
業種 医療、福祉
(小児科、内科、循環器内科、病児保育、小規模保育園室、デイサービス)

事業規模 常用雇用者 女性 50

目標

- ① 子育てを行う従業員の仕事と家庭生活の両立支援するために雇用環境の整備を行う。
育児・介護休業法に基づく育児休業・介護休業、産前産後休業、
育児短時間労働の促進、時間外労働の免除、看護休業制度の促進を行う。

- ② 次世代育成支援対策に関する事項

内容

- ① 妊娠中や 出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施
 - I、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知
 - II、育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供
 - III、育児休業後における現職又は現職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の身直し
 - IV、3歳以上の子を養育する労働者に対する所定外労働の免除
 - V、3歳以上の子を養育する労働者に対する短時間勤務制度
 - VI、始業・終業時刻の繰り上げ繰り下げの制度
 - VII、子どもを育てる労働者が子育てのためのサービスを利用する際に要する費用の援助の措置の実施。
置の実施。
 - VIII、育児・介護休業法に基づく育児休業など、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業、育児休業、育児短時間労働など諸制度の周知。
- ②次世代育成支援対策に関する事項
 - I、地域において子どもの健全育成のための活動などを行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、こども・子育てに関する地域貢献活動を実施する。